

第1回調達等の在り方に関する検討会

議事次第

令和2年6月25日（木）
17:00～18:20
経済産業省本館17階国際会議室

1. 調達等の在り方に関する検討会について
2. 調達等の在り方について
3. 持続化給付金事務事業第二次補正予算分の執行について

<資料一覧>

- | | | |
|-----|-------------------------|--------|
| 資料1 | 調達等の在り方に関する検討会について | |
| 資料2 | 調達等の在り方について | |
| 資料3 | 持続化給付金事務事業に係る入札可能性調査の概要 | |
| 参考1 | 各省の運用等について | ※非公表資料 |
| 参考2 | 入札可能性調査要領一式（給付金事務局） | ※非公表資料 |
| 参考3 | 入札可能性調査要領一式（審査等事務局） | ※非公表資料 |

調達等の在り方に関する 検討会について

2020年6月
大臣官房会計課

I - 1. 本検討会の設置の背景について

- 経済産業省の委託契約締結、補助金交付等の予算執行については、各会計法令（**会計法、予算決算及び会計令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等**）に基づき、その事務を処理している。
- 経済産業省の委託契約は年間約1300件、補助金は事業規模で年間数千億円程度。委託契約の件数については、その半数は調査や広報といった業務であり金額は最大でも数億円程度。他方、研究開発や情報システムについては件数自体は少ないものの、金額は最大で数百億円に及ぶものもあり、金額に占める割合は高くなる傾向にある。補助金については従来その対象が限定的であるものが多かったが、近年では多数の中小企業等に広くまなく補助する事業が増えてきている。なお、当省の公共工事は年間数件程度で金額ベースで2%程度に過ぎず、一律に他省庁と比較できるわけではない。
- こうした中で、令和2年度補正予算において執行している、持続化給付金事務局事業において、**入札から執行における公平性、透明性**について様々な指摘を受けている。
- これらの指摘を踏まえ、**今後の調達において、一層の公平性、透明性を高めていくためにどのような対応がありうるのかについて御議論**いただく。

<これまで受けている指摘の例>

- ① 入札公告前の事業者への**事前接触の公平性・透明性の確保**
- ② 入札審査結果の開示の在り方
- ③ 入札・応募資格の取扱いの適正性の確保
- ④ 再委託比率の高い事業の適切な執行管理の在り方、支出の適切性確認 等

I - 2. 調達等の在り方に関する検討会について

< 検討会での検討事項 >

経済産業省の予算執行に関して、契約や補助金等の執行手続等について、その在り方を検討し、改善すべき事項等について報告をすること。

< 検討会の委員 >

- ◎ 梶川 融 (太陽有限責任監査法人代表社員 会長
構造改革進捗レビュー委員会委員長)
- 梅野 晴一郎 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士
法制審議会会社法制(企業統治等関係) 部会幹事)
- 金子 良太 (國學院大學経済学部 教授
行革推進会議・歳出改革WG委員)
- 木村 琢磨 (千葉大学大学院専門法務研究科 教授
情報公開審査委員会委員(複数市))
- 川澤 良子 (Social Policy Lab 株式会社 代表取締役
行革推進会議・歳出改革WG委員)
- 藤居 俊之 (東京工業大学物質理工学院 教授)

※◎は委員長

I - 3. 議事等の運営及び公開（案）について

- 検討会の議事等の運営及び公開については以下としてはどうか。

<検討会の運営>

検討会の運営については、大臣官房会計課において処理する。

<議事資料等の公開>

議事概要、当日の資料及び検討会で取りまとめた報告書は、経済産業省のホームページにおいて公開する。

ただし、資料中、個別事業の詳細等に関わる部分については、情報公開法第5条（※）の趣旨を踏まえ、非公開（又は黒塗り）とすることがある。

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～一の二（略）

二 **法人その他の団体**（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三～四（略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六（略）

I - 4. スケジュール (案)

第1回：6月25日【今回】

(議案)

持続化給付金事務事業において指摘されている論点について
持続化給付金2次補正の実施について

その後、夏から秋にかけて数回開催し、年内目途に取りまとめ

調達等の在り方について

2020年6月
大臣官房会計課

I. 検討の対象事業について

II. 各検討事項について

I. 検討の対象・進め方

- 今回の審議の対象は広く経済産業省の契約、補助事業全般にわたる可能性があるが、**まずは**、現在透明性の向上が要請されている、
 - 経済産業省が**多数の事業者**に**国費を支出する事業の事務局への委託事業**又は**多数の事業者**に**補助金を交付する間接補助スキームの事業**であり、
 - **かつ、新規の事業**を念頭に議論してはどうか。
- 検討事項としては、**まずは**、現在比較的多く指摘されている事項として、
 - ① 入札公告前の事前接触について
 - ② 入札審査の透明性の確保
 - ③ 入札・応募資格について
 - ④ 再委託比率についてを検討してはどうか。
- その際、持続化給付金事務局事業のような**大規模かつ緊急性を要する事業**について、**特に留意すべき手続き**があるか。
- **その後、その他の事業への展開、その他の論点**について検討してはどうか。

I. 検討の対象事業について

II. 各検討事項について

Ⅱ. 各検討事項について

1. 入札公告・公募前の事前接触について

2. 入札・公募審査の透明性の確保

3. 入札・応募資格について

4. 再委託比率について

Ⅱ－１．現行ルール・検討事項

<経産省のルール>

- 経済産業省の調達においては、一者応札を防止し、事業の質を高めるため、仕様書の案や同様の情報を複数者に提供することを前提に、事業者からの意見の聴取を認めている。
- この際、公平性を確保するため、複数者に同じ情報を提供し、その記録を保存することとしている。

<検討事項>

- 入札前の事前接触の在り方について他省庁の事例等も踏まえ、今後どうあるべきか。
- また、緊急性の高い大規模な事業についてはどのようにすべきか。

- 参考例 1 サウンディング型市場調査
- 参考例 2 情報システムの調達案件に関する情報収集の取組
- 参考例 3 政府調達手続に関する運用指針

※本項では、一般競争入札における仕様書作成、企画競争・補助金公募における公募要領作成を念頭に置くものとする。

参考例 1 他省庁の事例（サウンディング型市場調査について）

- 事前の対話結果については、対話した事業者数や指摘を受けた内容について公表。
- 公表した後に仕様書を作成し、入札公告を開始し、事業内容の成熟度と公平性を両立している。



参考例 2 情報システムの調達案件に関する情報収集の取組

- 「デジタルガバメント推進標準ガイドライン」では要件定義の準備に先立ち、**RFI (Request for Information) の実施**が定められ、RFIでは、①調達の概要、②その時点における検討内容、要件定義案の概要等、③資料提供を求める内容等、④提出期限、提出場所、提出方法、提出資料における知的財産の取扱い等の事項を記載した説明書を作成し、**要件定義の前提となる情報を広く収集する。**

○デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

ーサービス・業務改革並びに政府情報システムの整備及び管理についてー
(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

第3編 ITマネジメント 第5章 要件定義 1. 要件定義の準備

1) RFIの実施

P J M Oは、**要件定義の検討に際し、専門的な知見を広く取得するため、必要に応じてRFIを実施し、次の[1]から[4]までに掲げる事項を記載した説明書を作成するものとする。**

[1] 調達の概要

[2] その時点における検討内容、要件定義案の概要等

[3] 資料提供を求める内容等

[4] 提出期限、提出場所、提出方法、提出資料における知的財産の取扱い等

なお、**このうち[3]については、要件定義案の実現性、実現方法、それらの要件を実現するために必要な経費の見込み、要件定義案への修正事項（開発方式（クラウドサービスの活用、ソフトウェア製品の活用、スクラッチ開発等）、開発手法（ウォーターフォール型開発、アジャイル型開発等））等、事業者****者に具体的に求める内容について記載**するものとする。

なお、原則としてクラウドサービスの利用を前提とした実現方式の情報も取得すること。

2) 事業者へのヒアリング等の実施

P J M Oは、有用な情報を得られるよう、公平性・競争性を確保した上で、事業者に対し説明会・個別ヒアリング等を逐次行い、取得した情報を精査し、活用するものとする。

3) 必要な資料の作成

P J M Oは、「第4章5. 業務要件の定義」において作成した資料のほか、要件定義に際し、必要な資料を作成するものとする。なお、既存資料を活用する場合には、現状の検討状況が適切に反映されていることを確認し、変更がある場合には更新するものとする。

※各省で行われている、RFIでは「第三者に無断で資料等を開示することはありません」といった記載がされている。

参考例 3 政府調達手続きにおける意見招請について

- **80万SDR(1.2億円)以上の調達額と見込まれる調達案件については、調達機関が作成した仕様書の案について緊急の事情が無い場合は意見の提出を求める必要がある。**

○政府調達手続に関する運用指針（平成26年3月31日関係省庁申合せ）

2. 市場調査の基本的考え方

- (1) (略)
- (2) また、調達機関は、**公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、仕様の策定に直接関与した供給者を入札手続に参加させてはならない。**

4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請

調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件については、(中略)、**関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう**、次の措置をとるものとする。(中略)

① 調達機関は、入札公告(公示)の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。これを補完する上で必要な場合には、上記3.の資料招請手続において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。

(中略) この場合、期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合には上記の規定に関わらず、4. ①～④の意見招請手続を省略できる。ただし、その場合には、入札公告においてその旨を明記する。

② 仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達機関名及び連絡先

ロ. 調達の内容(名称、数量)

ハ. 仕様書案の入手先

ニ. 意見の提出期限

ホ. 説明会を開催する場合にはその旨の注記

③ 上記②のニの意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とする。

④ 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。

⑤ 上記①～④の手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の、入札公告(公示)後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

⑥ 調達機関は、上記①～④の意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前説明会を開催する。

Ⅱ. 各検討事項について

1. 入札公告・公募前の事前接触について

2. 入札・公募審査の透明性の確保

3. 入札・応募資格について

4. 再委託比率について

II - 2. 現行ルール・検討事項

<経産省のルール>

- 現在、総合評価落札方式については、落札者の商号又は名称、契約金額等は公開するものの、それ以外の応札者の商号又は名称や落札者も含め応札者全員の価格点や技術評価点については公開は行わず、開示の求めがあれば本人の同意が得られた場合には開示することとしている。
- 企画競争や補助金における採点結果やコメント等についても公開、開示の運用は同様であるが、予定価格は存在しないため金額等に関わる部分の公開、開示の運用については若干の違い（予定額や上限額は公募時に公開するが、採択決定時は採択者の商号又は名称のみ公開）がある。
- また、応札時等に提出される事業者からの提案内容についても、求めがあった場合には、応募者の了解があった範囲においてのみ開示をすることとしている。
- 審査については、企画競争や補助金の採択に当たっては外部審査委員を3名以上置くことが必要とされているが、総合評価落札方式については、職員を5名以上置くこととし、その際、担当原課のほか関係課からも選定し、高度な専門的知見等を要する事業については外部有識者等を選定することとしている。

<検討事項>

- 入札審査の透明性の確保については、調達プロセスの透明化と企業や個人の権利保護という双方の観点を踏まえ、今後どうあるべきか。

※本項では、一般競争入札における技術審査、企画競争・補助金公募における第三者委員会審査を念頭に置くものとする。

(参考1) 公共調達 の適正化について (抜粋)

(平成18年8月25日財計第2017号。財務大臣通知)

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

② 総合評価方式の拡充

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。

また、**総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底**するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

(参考2) 情報公開・個人情報保護審査会答申

※情報公開法等の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するために総務省に置かれた機関

【事例①】提案内容の開示に関する過去の答申例

- 平成24年度コンテンツ産業強化対策支援事業（映画・アニメ海外展開後方支援事業）の公募に係る提案書等の一部開示決定に関する件（平成24年度（行情）答申第532号）（要旨抜粋）

【文書1の法5条2号イ該当性について】文書1は、各申請者から提出された**企画提案書7件であり**、その不開示部分には、経済産業省から示された本件事業に係る企画競争募集要領に沿って各申請者が企画した**提案内容である本件事業の具体的な実施方法、実施計画、実施体制等が詳細に記載されており、各申請者の業務上のノウハウ等の内部情報であると認められる。当該情報は、これを公にすることにより、特定の法人の業務上のノウハウ等が競合他社等に模倣されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる**ので、法5条2号イに該当し、**不開示とすることが妥当**である。【**企画提案書について部分不開示を妥当とされた例**】

【事例②】審査コメント及び評価点数の開示に関する過去の答申例

- 同上（要旨抜粋）

【コメント及び評価点数の法5条6号柱書き該当性について】**各審査委員の各申請者に対するコメント及び委員会としての採択された申請者に対するコメントについては**、各申請者からの企画提案内容を、各審査委員が個々に確認した上で、**どの申請者を採択すべきかという個々人の意見又はこれを集約したものであり**、また、**各審査委員の各申請者に対する個別の評価点数については**、本件事業に係る一連の公募手続の中で、各審査委員が、応募のあった**申請者の企画提案内容を評価した結果**に関する記載である。**当該コメント及び評価点数は**、これを公にすることにより、**率直な意見の交換や公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる**とともに、そのような事態の発生は、**今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる**ので、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、**不開示とすることが妥当**である。【**各申請者への各審査委員のコメント及び評価点について部分不開示を妥当とされた例**】

【事例③】審査委員の開示に関する過去の答申例

- 平成22年度鶏卵価格安定事業選定審査委員会委員名簿等の一部開示決定に関する件（平成24年12月25日（平成24年度（行情）答申第378号））（要旨抜粋）

本件不開示部分のうち、独立行政法人等の職員に係る部分については、氏名が記載されていることから、**特定の個人を識別することができるものであって、法5条1号本文前段の個人に関する情報に該当する**と認められる。次に、当該情報の法5条1号ただし書該当性について検討すると、**「要領」において、委員氏名等は公表しない旨定められており**、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しない。（略）したがって、当該部分は、**法5条1号に該当し**、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、**不開示とすることが妥当**である。

【**審査委員会の委員個人名の不開示を妥当とされた例**】

Ⅱ. 各検討事項について

1. 入札公告・公募前の事前接触について

2. 入札・公募審査の透明性の確保

3. 入札・応募資格について

4. 再委託比率について

Ⅱ－３．現行ルール・検討事項

<経産省のルール>

- 予算決算及び会計令第 7 2 条第 1 項の規定に基づき各省では一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 経済産業省では、入札参加資格の等級に応じて参入できる事業の規模を定めた全省庁統一ルールに基づき、入札参加資格を定めている。ただし、当省ではその運用を柔軟化しており、総合評価落札方式においては、A～Dの全ての等級の事業者が参加できることとしている。なお、こうした柔軟な運用は当省に限定した運用ではない。
- また、事業者が法令で定められた決算公告を行っていないことについて、入札時に法令遵守を確認するというルールは定めていない。

<検討事項>

- 入札・応募資格については、事業実態や中小企業の受注機会の確保等を踏まえ、今後どうあるべきか。

※本項では、一般競争入札における競争参加資格、企画競争・補助金公募における応募資格を念頭に置くものとする。

(参考) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の主な規程

- ・ 必要事項を定めた定款の作成、および設立時社員の署名もしくは記名押印 (第10条等)
- ・ 設立手続について法令又は定款に違反していないことの調査 (第20条等)
- ・ 設立時理事の選任 (第15条等)
- ・ 代表理事の選任 (第21条等)
- ・ 社員名簿の作成 (第31条等)
- ・ 定時社員総会の招集 (第36条等)
- ・ 定時評議員会の招集 (第179条等)
- ・ 監事の設置 (第61条等)
- ・ 登記 (第22条等)
- ・ 会計帳簿の作成 (第120条等)
- ・ 各事業年度に係る計算書類 (貸借対照表、損益計算書)、事業報告、並びにこれらの附属明細書の作成 (第123条等)
- ・ 貸借対照表の公告 (第128条等)

Ⅱ. 各検討事項について

1. 入札公告・公募前の事前接触について

2. 入札・公募審査の透明性の確保

3. 入札・応募資格について

4. 再委託比率について

II - 4. 現行ルール

＜経産省のルール＞

- 再委託の適正性について、経済産業省では、業務の一括再委託及び総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について再委託・外注を行うことはできないとしているが、再委託比率に関する上限については制限がなく、再委託比率が50%を超える場合には理由書の提出を求めることとしている。（参考1）また、経済産業省では、再委託・外注比率の高い事業の類型が存在。（参考2）
- 再委託先の確定に当たっては、国と委託先間と同等の経理処理を行うよう指導している。具体的には委託先での証憑確認等により金額の適切性を確認させており、国は委託先が行った確定を書類の審査又は現地調査等により検査をした上で再委託費の金額を確定する。一方、外注先の確定については、事業終了時の確定検査において、見積書や納品書、請求書などの証憑類を確認し、外注先に実際に支払った金額のみを精算している。また、一連の証憑による取引の適切性と相見積や選定理由の確認を行い、類似の事業や市場価格と比較した価格の適性を確認し金額を確定することとしている。（参考3）
- 履行体制の確認については、事業の確実な実施や費用の支出の適切性を確認するために履行体制図等の提出を求めている。また、情報管理関係の資料については、契約で機微情報を扱う場合、実効性のある適正な情報管理を行う観点からは提出を求めている。なお、契約において扱う機微情報は国家機密、企業競争力、個人情報保護など様々な可能性があるため、契約の「ひな形」においては、これらを広くカバーする前提で作成されている。（参考4）

Ⅱ－４②．検討事項（続き）

＜検討事項＞

- 再委託の適切性については、①再委託比率の設定や選定方法、②再委託費や外注費の確認方法、③事業実施体制の確認方法等について、今後、どうあるべきか。

※本項では、委託事業の受託者からの再委託、間接補助金の事務局からの執行事務局機能の委託を念頭に置くものとする。

(参考 1) 当省の現行ルール (契約書・交付要綱)

・再委託に関する当省のルール

○委託契約書ひな型

(全部再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

(再委託)

第7条 乙は、再委託 (委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。) してはならない。ただし、当該再委託が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本契約の締結時における別紙2の履行体制図に定めるものである場合。
- (2) 甲の承認を得たものである場合。
- (3) 別紙3の条件に該当する第三者に対するものである場合。
- (4) 別紙4の軽微な再委託に該当する場合。

2 乙は、前項第2号の承認を受けようとする場合 (再委託先の変更を含む。) には、あらかじめ様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。

3・4 (略)

(履行体制)

第8条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前条第2項記載の再委託先の承認 (再委託先の変更の承認を含む。) 以外の事由により別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 委託業務の実施に参加する事業者 (以下「事業参加者」という。) の名称変更又は住所移転の場合。
- (2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。
- (3) 別紙4の軽微な再委託に該当する場合。

3 (略)

○補助金交付要綱ひな型

(契約等)

第9条 (略)

2 △△は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3～6 (略)

(参考2) 経産省における再委託・外注比率の高い事業の例

- ① 広報・イベント事業等、規模の大きな外注（式典運営、会場、展示、出版費用等）が求められるもの。
- ② 複数のF/S・実証事業を取り纏める事務局が必要なもの。（実証データの収集・横展開、コスト検証等を実施）
- ③ 基準やルール策定等、公益を達成する目的に際し、同業事業者の関与が求められるため、中立団体が「取りまとめ役」を果たしているもの。
- ④ 海外事業の調査における現地法人への外注等、海外現地との関係で必要なもの
- ⑤ 技術検査など、専門性の高い事業者への外注が必要だが、外注先は検査等の技術的要素に特化しており、その事業者自体には予算管理などマネジメント能力が乏しいもの。

(参考3) 経産省における再委託・外注費の確認方法

○委託事業事務処理マニュアル
(再委託費)

委託先に対する支払額を確定する場合には、**受託者自身が、本マニュアルに基づいて各種帳票類を確認しなければなりません。**

また、再委託を行う場合は、再委託先において不適切な経理が行われることのないよう、契約締結前に本マニュアルと同等の経理処理を行うよう予め再委託先に対して注意喚起を行ってください。

(外注費)

外注費は、原則として、(仕様→見積→発注→納品→検収→支払)の手順によって処理を行ってください。また、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

(参考4) 履行体制図等に関するルール

● 履行体制に係る当省のルール（契約書により規定）

(1) 履行体制図（第7条、第8条）・・・業務遂行の確実性を確認

- ✓ 本委託業務の遂行に関与する全ての各事業参加者名及び住所（契約金額100万円未満の相手方、物品調達相手方等は除く）
- ✓ 契約金額（再委託先まで）、業務の範囲、分担関係（再委託、再々委託等）を示すもの
- ✓ 履行体制図に変更があった場合には、速やかに提出
- ✓ ただし、再委託先の追加・変更を行う場合は、履行体制図の変更内容を記載した上で、あらかじめ承認申請を行う必要あり。

(2) 情報管理体制図（情報取扱者名簿含む）（第26条）・・・情報セキュリティの確保を確認

- ✓ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者（情報管理責任者、業務従事者等）（再委託先を含む）
- ✓ 契約締結前に情報管理体制について確認の上、契約締結後に速やかに提出（変更が生じる場合には事前承認が必要）

(3) 個人情報等取扱業務に係る実施体制図（第27条）・・・個人情報保護を確認

- ✓ 個人情報情報取扱業務を第三者に再委託する場合、実施体制図（履行体制図に準じて作成）を記載した上で、事前承認が必要。

持続化給付金事務事業に係る入札可能性調査の概要

令和2年6月25日

中小企業庁総務課

1. 趣旨

- 持続化給付金は、感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金（中小法人：上限200万円、個人事業者：上限100万円）を支給するもの。【一次補正：2.3兆円、二次補正：1.9兆円】
- この事務事業はサービスデザイン推進協議会（以下「協議会」）へ委託され、更に審査業務等が電通に再委託されている。5月1日の申請受付開始から2ヶ月弱で既に150万者以上に2兆円超と想定を超えるペースで給付金を支給しており、このまま推移すると現在の契約額を超過する事務が発生する見通し。
- 一方、本事務事業については、下記のような指摘がなされている状況。

【指摘】

- ① 契約額が高すぎるのではないか
- ② 協議会は実態のないトンネル法人ではないか
- ③ 再委託比率が高すぎるのではないか
- ④ 多重下請け構造のため、取引の全体像を把握できておらず、また、情報セキュリティや個人情報保護が不十分ではないか

- このため、本事業については増額契約変更では対応せず、この後継となる事業を新たに立ち上げ、その委託先の選定に当たっては、事業者の方に迅速に給付金を支給する体制確保を第一としつつ、現在の委託先ありきではなく、他に実施可能な事業者がいるか否かを確認するため、入札可能性調査を行うこととする。

2. 入札可能性調査の進め方（案）

- (1) 入札可能性調査に当たって、仕様書について、現在実施中の事務事業や、これに対する批判を踏まえて内容を具体化・改善するとともに、本事業に対する指摘について下記のとおり対応することとしてはどうか。

「指摘①：契約額が高すぎる」への対応

- 一回の契約で事務事業に係る二次補正予算（850億円）の全ては使用しない。事業開始後に契約額が不足する場合には、随時契約変更等を行う。

「指摘②：協議会はトンネル法人」への対応

- 事務事業を二つの事業に切り分ける（振込事業と審査等事業）。

「指摘③：再委託比率が高い」への対応

- 再委託比率が高く（例えば5割超）なる場合には、事務事業の受託先から提出される再委託に係る承認申請の内容の妥当性を「調達等の在り方に関する検討会」に諮る。

「指摘④：多重下請け構造」への対応

- 下記事項をはじめ、可能な限り情報開示に努めることを求める。
 - ・ 履行体制図の提出（変更を含む）
 - ・ 情報取扱者名簿及び情報管理体制図の提出

- (2) 公募期間 10 日間で入札可能性調査を行い、本事業を実施可能な者が

- ① 複数存在する場合 ⇒ 一般競争入札に移行
- ② 現在の委託先しかない場合 ⇒ 現在の委託先と契約

- (3) なお、本事業の実施に際しては、6 月中に別途開始する事務事業についての中間検査を踏まえて、必要な措置を講じる。

(以上)